

いじめ防止等のための基本的な方針

学校法人松商学園 松商学園高等学校（通信制課程）

本校は、この「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」という）を基に、すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、以下の項目で、家庭や地域・その他の関係者と連携して、いじめ問題に取り組んでいきます。

- ・すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、いじめの未然防止に努めます。
- ・生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努めます。
- ・生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、本人や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努めます。
- ・いじめが起きたときは、いじめられた生徒の心身の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、学校が家庭、地域、その他の関係者と連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指します。

1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校生徒に対して、当該生徒以外の本校生徒等、当該生徒と一定の人間関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こり得る」という認識が必要です。いじめは、いじめを受けている生徒（被害者）といじめている生徒（加害者）だけの問題ではなく、周りではやし立てる生徒（観衆）や見て見ぬふりをする生徒（傍観者）も、結果としていじめを助長していることになります。また、被害者と加害者の関係も、立場が逆転する場合もあります。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切です。

2) いじめの防止等の対策のための組織

【名 称】 いじめ防止対策委員会（通信制課程）

【委員長】 学校長

【副委員長】 教 頭

【委 員】 通信制生徒指導担当、通信制教務担当、通信制パーソナルサポート担当、養護教諭
スクールカウンセラー

※ 必要に応じて、学年主任が出席する。いじめに関する事象が起こった場合、生徒からの聴取等については、生徒指導担当者が担当する。

【内 容】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具第的な年間計画の作成
- ・ 学校いじめ防止基本方針のPDCAサイクルでの検証・必要に応じた見直し
- ・ 生徒・教師・保護者等のいじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、教師の情報共有

- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時の組織的対応の中核

3) いじめの未然防止

生徒が本来持っている良さや可能性を引き出す生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にする態度を養わせます。

- ・ 「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着、ルールを明確にした規律のある学習環境づくり
- ・ コミュニケーション活動、仲間との協力により得られる達成感の味わえる活動等の設定
- ・ 挑戦することで得られる達成感、感動、人間関係の深まり、自己肯定感が高められる活動の工夫
- ・ 他者を大切にする心を醸成し、多様性を尊重して多様な価値観を受け入れられるようにする環境作り
- ・ 教師自身が人権感覚を大切にした教育活動の展開
- ・ 人権教育講演会（生徒対象）や人権教育職員研修会の開催
- ・ 教育相談、いじめアンケートの実施
- ・ ICT を有効活用した、いじめを訴えやすい体制の構築

4) いじめの早期発見

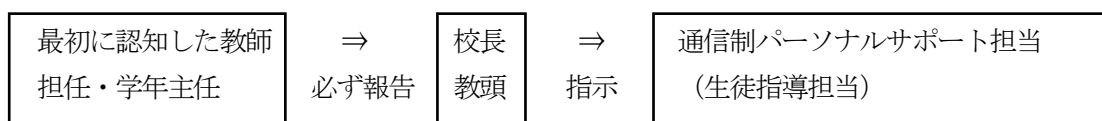
日頃から生徒や保護者と信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えるよう努めます。また、いじめの可能性のある事象を発見したり、情報を得たりした場合は、いじめ防止対策委員会や各学年会などと情報を共有し、複数で判断します。

- ・ 生徒のささいな変化や兆候を見逃さず、いじめを積極的に認知する
- ・ 定期的なアンケート調査、教育相談等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする
- ・ 相談しやすい環境をつくるために、教師と生徒・保護者の信頼関係の構築をはかるとともに、生徒が相談することの大切さに気づけるようにする
- ・ 地域に開かれた学校づくりを進め、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える

5) いじめの発見から解決まで

(1) 情報収集

- ・ いじめが疑われる言動を目撃したり、生徒や保護者からの訴えがあつたら



生徒・保護者からの申し立てがあつた時は、重大事態が発生したものとして調査にあたる

(2) 対応・役割分担

- ・ 情報の整理
いじめの態様、関係者・被害者・加害者・周囲の生徒を特定
調査チームと生徒への支援チームを分けて、2チーム同時進行
- ・ 対応方針
緊急度の確認 「自殺」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認

事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

学校だけでは対応しきれない場合は、警察への援助を求め、連携して対応

・役割分担

- ・調査の実施やその対応を行うチーム
- ・生徒への必要な支援と指導を行うチーム

被害者からの事情聴取と支援担当

加害者からの事情聴取と指導担当

周囲の生徒と全体への指導担当

保護者への対応担当

関係機関への対応担当

(3) 事実究明と支援・指導

いじめ防止対策推進法に基づいて行動する。

・事実の究明

いじめの状況・いじめのきっかけ等を聴取し、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲の生徒→加害者の順に行う。

申し立て時点において学校がいじめの事実を確認できない場合は、生徒の保護や二次的な問題の発生を未然に防ぐために、生徒の心のケアや支援を速やかに行う。

＜事情聴取の際の留意点＞

被害者や周りの生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間に配慮して行う。

情報に食い違いがないか、複数の教師で事情聴取を行う。

教師の仮説に適合するような質問は行わず、事実のみを聞き取りする。

聞き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない、オープンな質問をする

聞き取る側の立場は公平なものにする。

情報提供者についての秘密に食い違いがないか、複数の教師で事情聴取を行う。

聴取を終わったら、保護者に来校願い、直接説明する。

アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は保管する。

＜事情聴取の際にしてはならないこと＞

被害者と加害者を同じ場所で事情を聴くこと注意、叱責、説教だけで終わること。

双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

ただ単に謝罪だけで終わらせること。

当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

(4) 被害者、加害者、周囲の生徒への指導

・被害者への対応

＜基本姿勢＞

被害者の味方になる。

生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

＜事実確認＞

担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。

いじめを受けた悔しさや辛さに耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

<支援>

加害者を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。

自己肯定感の喪失を食い止めるよう、被害者自身の良さや優れているところを認めて励ます。

加害者との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでもカウンセラーを含めた相談できる環境を作っておく。

<経過観察>

新たな負担感や不安感を感じたり、調査による二次被害が発生しないように面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

自己肯定感を回復できるよう、友人との関係づくりを支援する。

・加害者への対応

<基本姿勢>

いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

自分はどうすべきであったのか、これからどうしていくのかをカウンセラーとも内省させる。

<事実確認>

対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。

話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。

<指導>

被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。

いじめは絶対に許さないことをわからせ、責任転嫁を許さない。

いじめに至った自分の心情等を振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

不平不満、本人が満たされない気持ちなどを聴く。

対象生徒といじめを行った生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合は、継続的な配慮を行う。

(一定期間通常とは異なる方法・場所で学習を行う措置を講じる)

懲戒処分等を行う。

<経過観察>

面談等を通して、成長を確認していく。

自己有用感を高め、良さを認めていく

・観衆、傍観者への対応

<基本姿勢>

いじめは、集団全体の問題として対応していく。

いじめの問題に、教師が生徒と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。

<事実確認>

いじめの事実を告げることは「チクリ」ではなく、被害者を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

<指導>

観衆、傍観者も問題の関係者として事実を受け止めさせる。

被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

いじめの発生の誘因となった集団の行動範囲や言葉遣いなどについて振り返えさせる。

いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

<経過観察>

集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(5)保護者との連携

・被害者の保護者との連携

事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。

保護者への説明事項をリスト化して、説明内容と「見える化」する。

徹底して生徒を守り、支援して行くことを伝え、対応方針を具体的に示す。

対応経過をこまめに伝えると共に、保護者から生徒の情報を提供してもらう。

いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

対応を安易に集結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

・加害者の保護者との連携

事情聴取後、保護者に来校願い、事実を経過と共に伝え、その場で生徒に事実確認を行う。

被害者の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

誰もが、加害者にも被害者にもなり得ることを伝え、学校には事実について指導し、よくよく成長させたいと考えていることを伝える。

事実を認めなかったり、「うちの子は首謀者ではない」などとして、学校の対応を批判する保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の方針・教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

2025 年 4 月 1 日制定